

入間ガスの都市ガスをご契約中のお客さまへ

平素は、一方ならぬご愛顧を賜わり、誠にありがとうございます。

ガス事業法令が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができるようになります。平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款をご契約いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。下記変更内容をご承諾いただき、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、入間ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。今後とも入間ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

対象契約種別

一般ガス供給約款

家庭用選択約款

家庭用厨房・給湯・暖房契約

家庭用厨房・給湯・乾燥契約

家庭用ガスセントラルヒーティング契約

家庭用コージェネレーションシステム契約

※上記契約種別以外をご契約中のお客さまは、別途お知らせいたします。

変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます(お取扱いに変更はございません)。
- ③ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除しました。
- ④ 料金不払い等で保証金をお預かりする場合の保証金預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降 60 日までといたします。また、保証金には利息を付しません。
- ⑤ 各選択約款の適用条件を満たさなくなった場合、当社はさかのぼって一般ガス供給約款との差額を精算させていただきます。
- ⑥ 各選択約款の契約期間の末日は、12 月定例検針日までといたします。以降、1 年毎の自動更新といたします。
- ⑦ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。)
- ⑧ 各約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑨ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」(17 桁)を設定いたします。「供給地点特定番号」は、「入間ガスからのお知らせ(検針票)」などでお知らせいたします。
- ⑩ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
※変更後の供給条件(約款)は当社ホームページやショールーム窓口等へ 3 月上旬頃掲載を予定しております。
なお、**平成 29 年 4 月 1 日時点で料金表に変更はございません。**

変更内容にご質問等がございましたら、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。

<新規参入事業者の状況について>

現時点で他のガス小売事業者(新規参入事業者)から当社に託送供給の依頼(当社のガス導管網を利用したい旨の申込み)等はございませんので、平成 29 年 4 月 1 日以降、お客さまがすぐに新規参入事業者から都市ガスの供給をお受けになることは難しい状況だと思われませんが、将来、新規参入事業者が現れて同者のガスの供給が可能となった場合には、お客さまは、新規参入事業者へガスの使用をお申込みいただくことで、当社との契約をご解約いただくことも可能となります。

(ご参考) ご契約内容の概要について

- 料金単価表 ※平成 29 年 4 月 1 日時点で料金表に変更はございません。

名称	適用条件	区分		基本料金 (月額)	基準単位料金 (1m ³ あたり)
		A	B		
一般ガス供給約款	なし	A	0m ³ ～25m ³	845.64 円	157.23 円
		B	25m ³ 超～194m ³	1,194.48 円	143.25 円
		C	194m ³ 超～	3,317.54 円	132.27 円
家庭用厨房・ 給湯・暖房契約	ガスコンロ、ガス給湯機器、ガス 暖房機器をご利用のお客さま	一般ガス供給約款と同じ			
		12～4 月分のガス料金を 7%割引(割引上限 3,240 円/月)			
家庭用厨房・ 給湯・乾燥契約	ガスコンロ、ガス給湯機器、ガス 乾燥機器等をご利用のお客さま	一般ガス供給約款と同じ			
		通年のガス料金を 5%割引(割引上限 1,080 円/月)			
家庭用ガスセントラル ヒーティング契約	ガス温水床暖房等をご利用のお 客さま	12～4 月		3,240.00 円	96.72 円
		5～11 月		一般ガス供給約款と同じ	
家庭用コージェネレーション システム契約	家庭用ガスコージェネレーションシステムとガスコ ンロとガス床暖房等をご利用のお客さま	第 1 種		2,160.00 円	97.84 円
	家庭用ガスコージェネレーションシステムをご利 用のお客さま	第 2 種		2,268.00 円	106.87 円

その他、適用条件がございます。

- 上記の料金は早収料金(すべて税込)です。支払義務発生日(検針日等)から 30 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(3%割増)となります。
- 実際に適用する単価(円/m³)は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替等の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目(支払期限日)までにお支払いいただきます。支払期限日を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。(URL <http://www.irumagas.co.jp/>)
- 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。

- これまで当社は、一部の大口契約を除き、関東経済産業局長の認可を得て(もしくは届け出て)ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。

※ガス小売事業者の倒産時など不測の事態でも供給を途絶させないために最終保障供給の制度も併せて措置されています(改正ガス事業法第 51 条)。

- 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各約款に異議がある場合、解約することができます(変更のポイントを参照ください)。



住所 埼玉県入間市扇台 1 丁目 5 番 25 号

TEL 04-2964-1571 (受付時間 平日 9:00～17:00)